

大津市社会的事業所整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会的事業所の新設、改修等を行おうとする者に対し、予算の範囲内において、その施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助し、もって在宅障害者の就労の促進及び社会的、経済的自立を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市社会的事業所整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付要綱（平成17年制定。以下「運営要綱」という。）に基づく大津市社会的事業所運営事業費補助金の交付を受けている団体等及び新たに社会的事業所を設置しようとする団体等で市長が適当と認めたものとする。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補助基準額に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は1社会的事業所につき1年度1回限りとし、次年度以後に補助金を交付する場合にあっては、1社会的事業所につき補助金の交付額の累積額が、別表の補助限度額を超えないものとする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市社会的事業所整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市社会的事業所整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市社会的事業所整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市社会的事業所整備費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市社会的事業所整備費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市社会的事業所整備費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市社会的事業所整備費補助事

業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書（別紙1）
 - (2) 事業計画書（別紙2）
 - (3) 収支予算書（別紙3）
- （承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市社会的事業所整備費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市社会的事業所整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市社会的事業所整備費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市社会的事業所整備費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市社会的事業所整備費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書（別紙4）
 - (2) 事業実績報告書（別紙5）
 - (3) 収支決算書（別紙6）
 - (4) 領収書等（明細を記したもの）の写し
- （確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市社会的事業所整備費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会的事業所整備費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市社会的事業所整備費補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市社会的事業所整備費補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、滋賀県自治振興交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市社会的事業所整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
事業所整備事業	事業所の新築、増築、改築等の面積の増減を伴う工事又は建物の購入に要する経費（設計監理費等の工事事務費を含む。ただし、外構工事費、機械・設備整備費等は対象としない。）	総事業費から他の助成制度による助成金等を除いた経費と900万円とを比較して少ない方の額（建物の購入にあたっては、その購入と併せて改修に必要な経費の額を含むものとする。）		1200万円
事業所改修事業	建築後おおむね10年を経過した建物に対して耐用年数を延長するための老朽化対応工事、昭和56年5月31日以前に着工された建物に対する耐震改修工事及び新たな利用者ニーズに対応するための内部改造工事等に要する経費（耐震診断、設計監理費等の工事事務費を含む。ただし、外構工事費、機械・設備整備費は対象としない。）	総事業費から他の助成制度による助成金等を除いた経費と300万円とを比較して少ない方の額	2/3	400万円
機械・設備整備事業	生産性・収益性を高めるために障害者自らが使用する就労訓練設備または障害者の日中活動の質を向上させるために必要な介護訓練設備の購入に要する経費（1品目または1件の経費が10万円以上のものに限る。）	総事業費から他の助成制度による助成金等を除いた経費と600万円とを比較して少ない方の額		—

様式第1号（第5条関係）

大津市社会的事業所整備費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者 住　　所

事業所名

代表者

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市社会的事業所整備費補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日
添付書類	1 申請額算出内訳書 (別紙1) 2 事業計画書 (別紙2) 3 収支予算書 (別紙3)

大津市社会的事業所整備費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市社会的事業所整備費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1)この補助金は、申請による使途以外の用途に使用してはならない。 (2)この補助金に係る実績報告書を 年 月 日までに提出すること。 (3)この補助金の使途については、大津市監査委員の監査を受けることがある。 (4)上記に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還命じることがある。

様式第3号（第6条関係）

大津市社会的事業所整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市社会的事業所整備費補助金について、
次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規
定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市社会的事業所整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市社会的事業所整備費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市社会的事業所整備費補助事業変更承認申請書

年　　月　　日

(宛先)
大津市長

申請者 住　　所

事業所名

代表者

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった大津市社会的事業所整備費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年　　月　　日
添付書類	1 申請額算出内訳書 (別紙1) 2 事業計画書 (別紙2) 3 収支予算書 (別紙3)

様式第7号（第8条関係）

大津市社会的事業所整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　住　　所

事業所名

代表者

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった大津市社会的事業所整備費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補　　助　　年　　度	年度
補　助　事　業　の　名　称	
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年　　月　　日

様式第8号（第9条関係）

大津市社会的事業所整備費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市社会的事業所整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市社会的事業所整備費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第9条関係）

大津市社会的事業所整備費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市社会的事業所整備費補助事業実績報告書

年　　月　　日

(宛先)
大津市長

申請者 住　　所

事業所名

代表者

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった大津市社会的事業所整備費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	1 精算額算出内訳書 (別紙4) 2 事業実績報告書 (別紙5) 3 収支決算書 (別紙6) 4 領収書等 (明細を記したもの) の写し

大津市社会的事業所整備費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助事業について、次のとおり大津市社会的事業所整備費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市社会的事業所整備費補助金交付請求書

年　　月　　日

(宛先)
大津市長

申請者 住 所

事業所名

代表者

(印)

年　　月　　日付け大　　第　　号で交付の確定のあった大津市社会的事業所整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度		年度	
補助事業の名称			
交付確定金額		円	
交付請求金額		円	
振 金 込 融 先 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		

大津市社会的事業所整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定(確定)金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市社会的事業所整備費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市社会的事業所整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期日	年 月 日まで
補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	年 月 日まで
交付確定金額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

申 請 額 算 出 内 訳 書 (建 物)

対象事業	事業費総額 (A)	他の助成制度による 助成金等 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	基 準 額 (D)	補 助 基 準 額 (C) と (D) い ずれか少ない方 の額 (E)	補 助 金 申 請 (精算) 額 (E)×2/3=(F) 千円未満切捨て	備考
新 設		円	円	円	円	円	
増 改 築							
購 入							
改 修							

申 請 額 算 出 内 訳 書 (機 械・設 備)

対象事業	事業費総額 (A)	他の助成制度による 助成金等 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	基 準 額 (D)	補 助 基 準 額 (C) と (D) い ずれか少ない方 の額 (E)	補 助 金 申 請 (精算) 額 (E)×2/3=(F) 千円未満切捨て (F)	備考
機械・設備	円	円	円	円	円	円	

事 業 計 画 書 (建 物)

社会的事業所の名称			
所 在 地			
設 置 主 体			
運 営 書 体			
区 分	新 築 ・ 増 改 築 ・ 購 入 ・ 改 修 (該当項目に○を付す。)		
構 造	造 階建		
建 築 面 積	m ²		
建 物 の 所 有 形 態			
土地の所有・使用形態	自己所有 () 賃貸借 ()	面 積	m ²
障害者従業員(予定)人員	人		
従 業 員 総 数	人		
事業完了予定年月日	年 月 日		
概 算 事 業 費	円		
財 源 内 訳	自 己 資 金	円	
	寄 付 金	円	
	借 入 金	円	
	市 補 助 金	円 (千円未満切捨て)	
	県 補 助 金	円	
	そ の 他	円	
備 考 (その他参考となる事項 を記入すること)			

(注) 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 平面図 (増改築及び改修の場合は既存建物との関係を明示すること。)
- (3) 工事費費目別内訳書
- (4) 借地等に対する契約書・承諾書等の写し
 - ・ 購入の場合、その価格は近傍類似価格と著しく差異のないものであること。

事 業 計 画 書 (機 械・設 備)

社会的事業所の名称							
所 在 地							
設 置 主 体							
運 営 書 体							
土地、建物の所有・ 使 用 形 態	土 地	自己所有・賃貸借 面積 m ²					
	建 物	自己所有・賃貸借 面積 延 m ²					
機 械・設 備 の 内 容	品 目	規 格	单 価	数 量	金 額	用 途	
			円		円		
	合 計						
	合 計 金 額 補助金額 円×2/3 = 千円(千円未満切捨て)						
整 備 区 分	新 規・更 新 (整備年度)						
障 害 者 従 業 員 人 員	人						
従 業 員 総 数	人						
事業完了予定年月日	年 月 日						
概 算 事 業 費	円						
財 源 内 訳	自 己 資 金	円					
	寄 付 金	円					
	借 入 金	円					
	市 補 助 金	円					
	県 補 助 金	円					
	そ の 他	円					
備 考 (その他参考となる事項 を記入すること)							

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
合計	円	

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考
合計	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

精 算 額 算 出 内 訳 書 (建 物)

対象事業	事業費総額 (A)	他の助成制度による 助成金等 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	基 準 額 (D)	補 助 基 準 額 (C) と (D) い ずれか少ない方 の額 (E)	補 助 金 申 請 (精算) 額 (E)×2/3=(F) 千円未満切捨て (F)	備考
新 設		円	円	円	円	円	
増 改 築							
購 入							
改 修							

精 算 額 算 出 内 訳 書 (機 械・設 備)

対象事業	事業費総額 (A)	他の助成制度による 助成金等 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	基 準 額 (D)	補 助 基 準 額 (C) と (D) い ずれか少ない方 の額 (E)	補 助 金 申 請 (精算) 額 (E)×2/3=(F) 千円未満切捨て (F)	備考
機械・設備	円	円	円	円	円	円	

事 業 実 績 報 告 書 (建 物)

社会的事業所の名称			
所 在 地			
設 置 主 体			
運 営 書 体			
区 分	新 築 ・ 増 改 築 ・ 購 入 ・ 改 修 (該当項目に○を付す。)		
構 造	造 階建		
建 築 面 積	m ²		
建 物 の 所 有 形 態			
土地の所有・使用形態	自己所有 () 賃貸借 ()	面 積	m ²
障害者従業員(予定)人員	人		
従 業 員 総 数	人		
事業完了予定年月日	年 月 日		
精 算 事 業 費	円		
財 源 内 訳	自 己 資 金	円	
	寄 付 金	円	
	借 入 金	円	
	市 補 助 金	円 (千円未満切捨て)	
	県 補 助 金	円	
	そ の 他	円	

(注) 添付書類

- (1) 工事請負契約書 (写)
- (2) 工事費費目別内訳書
- (3) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第7条第5項の規定による検査済証 (写)
- (4) 位置図、平面図及び借地等に対する契約書・承諾書等の写し (交付申請書に添付したものと同一の場合は省略できる。)
- (5) 建物内外主要部分及び建物全景写真
 - ・ 購入の場合、その価格は近傍類似価格と著しく差異のないものであること。

事 業 実 績 報 告 書 (機 械・設 備)

社会的事業所の名称								
所 在 地								
設 置 主 体								
運 営 書 体								
土地、建物の所有・ 使 用 形 態	土 地	自己所有・賃貸借 面積					m ²	
	建 物	自己所有・賃貸借 面積 延					m ²	
機 械・設 備 の 内 容	品 目	規 格	单 価	数 量	金 額	用 途		
			円		円			
	合 計							
合 計 金 額								
補助金額 円×2/3 = 千円(千円未満切捨て)								
整 備 区 分	新 規・更 新 (整備年度)							
障 害 者 従 業 員 人 員	人							
従 業 員 総 数	人							
事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日							
精 算 事 業 費	円							
財 源 内 訳	自 己 資 金	円						
	寄 付 金	円						
	借 入 金	円						
	市 補 助 金	円						
	県 補 助 金	円						
	そ の 他	円						

(注) 添付書類

- (1) 契約書(又は請書)の写し
- (2) 檢査調書(又はこれに代わるもの)の写し
- (3) 工事費費目別内訳書
- (4) 写真

収支決算書

1 収入

(単位：円)

項目	決算額	備考
合計	円	

2 支出

(単位：円)

項目	決算額	備考
合計	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

事業所名

代表者名